

## ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba 寄附規程

### 【目的】

第 1 条 この規程は「ちばアントレプレナーシップ教育コンソーシアム Seedlings of Chiba」（以下「コンソーシアム」という。）における規約第 10 条第 2 項の規定に基づき、寄附金等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 【定義】

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附者 コンソーシアムに寄附をする者をいう。
- (2) 寄附金等 寄附者が寄附をする現金もしくは物品等の資産又は活動における人的支援をいう。

### 【寄附金等の種類】

第 3 条 コンソーシアムが受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) サポーター会員寄附 金銭又は物品等による寄附とし、次に掲げるとおりの区分とする。
  - A) A 区分 1 口あたり 10 万円
  - B) B 区分 1 口あたり 5 万円
  - C) C 区分 1 口あたり 1 万円
  - D) D 区分 1 口あたり 3 千円
  - E) E 区分 1 口あたり 3 千円以上の金銭寄附又はその他物品等による寄附
- (2) プレイヤー会員寄附 コンソーシアムが実施する活動に対し、主体的に参加することによる人的支援とする。

### 【寄附金等の辞退】

第 4 条 会長は、寄附金等の受け入れにおいて、次の各号に該当する場合は、受け入れを辞退することができる。

- (1) 寄附金等がコンソーシアムの目的に資しないと認められるとき
- (2) その他コンソーシアムの運営上支障があると会長が判断するとき

### 【寄附金等の申込み】

第 5 条 寄附者は、コンソーシアムに寄附しようとするときは、第 3 条に定める寄附金等の種類からいずれか又は複数を選択し、寄附金等申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、コンソーシアムが寄附金等を募集する場合であって、コンソーシアムが指定する収納代行サービス又は決済代行サービスから入金するときは、寄附金等の申込みが行われたものとみなす。
- 3 会長は、第 1 項の申込みが行われたときは、前条の基準に従いその内容を審査し、受入れの可否を決定しなければならない。
- 4 会長は、前項の審査の結果に基づき寄附金等の受入れを決定したときは、その旨を寄附者に通知するものとする。ただし、第 2 項の規定により寄附の申込みが行われたとみなされるときは、この限りでない。

#### **【準会員の認定】**

- 第 6 条 前条第 3 項の審査の結果に基づき寄附金等の受入れを決定したときは、その寄附者を規約第 4 条第 3 項に定める準会員として認定したものとみなす。
- 2 前項により準会員として認定する期間は、寄附者が申込時に指定する入会月が属する事業年度限りとする。ただし、寄附者が前条に定める方法により追加で寄附をした場合は、認定を継続するものとする。
  - 3 会長は、準会員としての認定期間が過ぎた寄附者について、寄附者から特段の申出がない場合は、規約第 7 条に定める退会の届け出があったとみなすことができる。

#### **【寄附金等の返還】**

- 第 7 条 寄附された寄附金等については、返還しないものとする。ただし、寄附金等を受け入れた後に、第 4 条に定める受入基準に適合していないと判明したときは、会長は受け入れた寄附金等を返還することができる。

#### **【受領書等の送付】**

- 第 8 条 会長は、寄附金を受領したときは、礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

#### **【その他】**

- 第 9 条 この規程に定めるほか、寄附金に関し必要な事項は、事務局長が定めるものとする。

#### **【附則】**

この規程は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。